

年末年始のごみ収集日程について

令和4年12月26日(月)～令和5年1月10日(火) は、
普段よりごみの量が増えるため、**収集時間が通常と変更**となります。

●すべてのお住まいの収集地域について、

**収集日の「朝 8 時 3 0 分まで」に
お出しいただきますようご協力をお願いします。**

●なお、1日かけて収集しますので全ての地域で朝8時30分にごみを収集するわけではありません。

	普段の収集曜日	年末最終	年始最初
普通ごみ	月・木曜日	12月29日(木)	1月 5日(木)
	火・金曜日	12月30日(金)	1月 6日(金)
	水・土曜日	12月31日(土)	1月 4日(水)
資源ごみ  新たなペットボトル 回収活動実施地域 について (大阪市ホームページ)	月曜日	12月26日(月)	1月 9日(月)
	火曜日	12月27日(火)	1月10日(火)
	水曜日	12月28日(水)	1月 4日(水)
	木曜日	12月29日(木)	1月 5日(木)
	金曜日	12月30日(金)	1月 6日(金)
	土曜日	12月31日(土)	1月 7日(土)
容器包装 プラスチック	月曜日	12月26日(月)	1月 9日(月)
	火曜日	12月27日(火)	1月10日(火)
	水曜日	12月28日(水)	1月 4日(水)
	木曜日	12月29日(木)	1月 5日(木)
	金曜日	12月30日(金)	1月 6日(金)
	土曜日	12月31日(土)	1月 7日(土)
古紙・衣類  コミュニティ回収 実施地域について (大阪市ホームページ)	月曜日	12月26日(月)	1月 9日(月)
	火曜日	12月27日(火)	1月10日(火)
	水曜日	12月28日(水)	1月 4日(水)
	木曜日	12月29日(木)	1月 5日(木)
	金曜日	12月30日(金)	1月 6日(金)
	土曜日	12月31日(土)	1月 7日(土)

※収集曜日は普段と変わりません。ただし、令和5年1月1日(日)～令和5年1月3日(火) の間の収集は、お休みさせていただきます。

大阪市環境局 東北環境事業センター ☎6323-3511

[illegible]

ごみを出す前にリユースを検討してみませんか？

大阪市では、民間事業者と連携してリユースを推進しています。下記の事業者を利用して、リユースできれば、最短で当日引取りされます。ぜひ、この機会にリユースをご検討ください。



おいくら？

一度に複数のリユースショップの
買取価格を比較し売却ができるサービス



ジモティー

不要になったけれどもまだ使えるモノを
地域内で譲ることができるサービス

粗大ごみ収集(事前申込・有料)



インターネットでのお申し込み

(24時間、365日お申し込み可能です)

<https://ecolife.e-tumo.jp/kankyo-osaka-u/>

電話での お申し込み

固定電話からは
0120-79-0053 (通話料無料)

携帯電話からは
0570-07-0053 (通話料有料)

月～土曜日(祝日も受付しています)
午前9時～午後5時

受付日

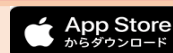
月曜日や祝日の翌日、また受付開始直後はお申し込みが多く、
電話がつながりにくい場合があります。

12月29日(木)～1月3日(火)の間は電話受付をお休みさせていただきます。



ごみ出しに便利！ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

ごみ分別検索や収集日・時間帯を
お知らせする機能などが、
iPhone・Android搭載端末で
利用できます。



配信中
さんあ〜る

【アプリのインストール】
各ストアより「さんあ〜る」で
検索し、ダウンロードしてくだ
さい。QRコードからもダウン
ロードできます。



からすネット(防鳥ネット)を貸し出します！

大阪市ではからすによるごみ散乱被害を防止するため、
大阪市が収集するごみの持ち出し場所(概ね5世帯以上
で利用されている場所)に、からすネット(防鳥ネット)を
無償で貸し出します。

◆貸与要件

- (1)ごみの持ち出し場所を利用する世帯が
概ね5世帯以上であること。
- (2)からすによる散乱被害があること。

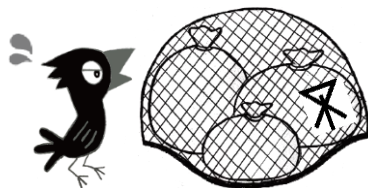
◆サイズ

大サイズ

3m × 4m

小サイズ

2m × 3m



※普通ごみを出す際は、生ごみを新聞紙で包むなど、
生ごみが見えないようにお出ください。
詳しくはお住まいの地域を担当する環境事業センター
までお問い合わせください。

2025年大阪・関西万博に向けて 大阪市を美しいまちに！

2025年に開催される大阪・関西万博に向け国際都
市大阪にふさわしい美しいまちづくりを一層進める
ため、空き缶やたばこの吸い殻、チューイングガム等
のポイ捨てをなくしましょう！



不法投棄は犯罪です！

不法投棄を見かけたら、
地域を担当する
環境事業センターまたは
最寄りの警察に通報して
ください。

そのごみ **STOP!**
不法投棄は、「廃棄物処理法」で罰せられます
5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金

